特定の事件 その1

国民健康保険事業について

包括外部監査の結果報告書 (その1)

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項並びに大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

国民健康保険事業について

3. 特定の事件を選定した理由

我が国の公的医療保険制度には、複数の保険制度が存在しているが、すべての 国民がいずれかの健康保険に必ず加入する国民皆保険制度となっている。

国民健康保険制度は、相互扶助の精神に基づき、被保険者が収入に応じて保険料を出し合い、そこから経費を支出し、不足分を国や東京都及び市区町村が補助する制度である。

国民健康保険の被保険者は、本人の意思に係わりなく、社会保険等に加入している適用除外となる者以外は、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者が対象となる。

大田区の国民健康保険の被保険者は、246,322人(平成18年4月末日から平成19年3月末日までの各月末の国民健康保険の被保険者人口の平均数:平成18年度国民健康保険事業状況報告書より)となっており、これは、大田区の人口680,664人[住民基本台帳基準日、即ち、平成18年5月1日から平成19年4月1日までの各月初人口の平均数(外国人登録者を含む)]の約36.2%にあたる。

国民健康保険事業は、国民健康保険法第 10 条により、特別会計によることを 求められていることから大田区においても、国民健康保険事業特別会計として一 般会計と区分した経理がなされている。

国民健康保険事業特別会計の予算規模は、平成 18 年度当初予算で 613 億円余 と多額であり、また、一般会計から、平成 18 年度当初予算で、107 億円余の多額 な繰入を行っている。

このような特別会計の内容については、区民にとって強い関心事と思われる。

以上のような観点から、国民健康保険事業特別会計の執行事務等について合規性とともに、有効性、経済性、効率性をもって実施されているかという点を監査する必要があると認めたものである。

4. 外部監查対象機関

国民健康保険事業特別会計の執行事務担当部局等

5. 外部監査実施対象期間

平成 18 年度を対象とするが、必要に応じて平成 19 年度及び過年度に及んでいる場合もある。

6. 外部監査の方法

- (1) 監査の主な視点
- ①被保険者は、適切に把握されているか。
- ②未加入者、未申告者に対する適正な処理が行われているか。
- ③大田区国民健康保険事業特別会計の予算実績管理は適正に行われているか。
- ④一般会計からの繰入金の金額及び算定方法は適正なものか。
- ⑤ 適正な保険料の賦課がなされているか。
- ⑥徴収事務の事務処理は適正に行われているか。
- (7)保険給付の事務処理は適正に行われているか。
- ⑧不納欠損処理は適切に行われているか。
- ⑨滞納者に対する処理は適切に行われているか。
- ⑩国民健康保険事業特別会計の運営について、効率性、経済性の向上に努めているか。
- ①保健事業は効果的に行われているか。
- ②契約は適正に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ①対象部局の担当者から制度の内容、事業の執行状況についてヒアリング
- ②予算書、決算書、事業報告書の閲覧
- ③各種の申告書、申請書、届出書、契約書、要綱等の閲覧および照合

7. 外部監査の実施期間

平成 19 年 8 月 23 日 ~平成 20 年 3 月 5 日

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 包括外部監査人

公認会計士 中井 恭子

10. 外部監査人補助者 (アイウエオ順)

 公認会計士
 岩波
 一泰
 公認会計士
 鳥海
 美穂

 公認会計士
 岡本
 篤典
 公認会計士
 中村
 孝

公認会計士 戸高 昭二

11. 金額等単位

記載金額等について、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。

第2. 外部監査対象の概要

1. 国民健康保険事業の概要

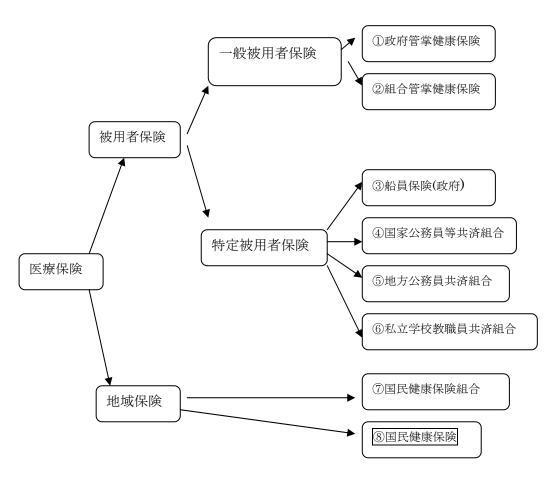
(1) 公的医療制度の分類

わが国の公的医療保険制度は、設立の経緯等により複数の保険制度が存しているが、すべての国民がいずれかの制度に加入する、「国民皆保険」制度をとっている。

公的医療保険制度を大別すると、会社員・公務員等を対象とする被用者保険と、 その他のものを対象とする地域保険である国民健康保険に分かれる。

このように、医療保険制度は、職域、地域等に応じて以下のように分類できる。

医療保険制度の分類



- ①健康保険組合の設立されていない事業所の被用者とその家族
- ②健康保険組合の設立されている事業所の被用者とその家族
- ③船員とその家族
- ④国家公務員とその家族
- ⑤地方公務員とその家族
- ⑥私立学校の教職員等とその家族
- ⑦医師、建設労働者等、特定の職業に就くものとその家族
- ⑧他の保険制度に加入していない者

保険者 政府(社会保険庁)

保険者 健康保険組合

保険者 政府(社会保険庁)

保険者 各種共済組合

保険者 各種共済組合

保険者 各種共済組合

保険者 国保組合

保険者 市区町村

(追加説明)

- ・国保加入者のうち、過去に被用者保険に加入し、かつ、厚生年金等の加入期間が20年以上(または40歳以降10年以上)ある者及びその被扶養者は、退職者医療制度が適用される。
- ・全ての医療保険の被保険者が75歳以上になるか65歳以上75歳未満で寝たきりの状態等となれば、保険給付については老人保健制度が適用される。

(2) 国民健康保険制度の目的

被保険者の疾病、出産または死亡に関して必要な給付を行い、「社会保障および 国民保健の向上」(国民健康保険法第1条)に寄与することを目的としている。

また、国民健康保険は、保険者が保険料を徴収することにより得た財産を、病気、 けが、出産、死亡に対しての給付金に充てる医療保険の一つである(国民健康保険 法、第1条、第2条)。

(3) 特別区の国民健康保険の状況

1)被保険者世帯数・被保険者数・退職者医療制度(本人・被扶養者) 老人保健医療対象者の特別区の状況

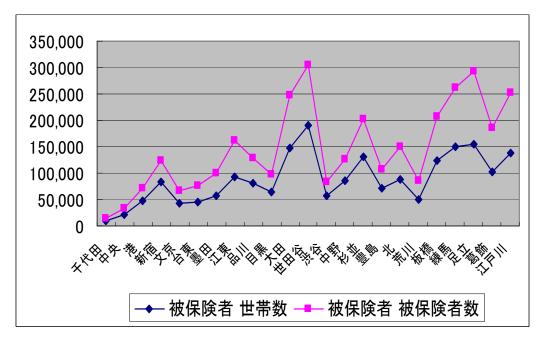
	被保険者			退職者医療制	制度	老人保健
	世帯数	被保険者数	加入率	本人	被扶養者	医療対象者
	世帝级	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)
千代田	9,157	14,890	32.81	677	283	3,599
中央	20,948	32,819	33.42	1,969	600	6,418
港	46,976	71,269	37.37	3,836	1,496	14,151
新宿	82,639	123,709	40.90	7,311	3,113	24,996
文京	41,919	67,597	36.60	4,820	1,833	16,741
台東	45,659	76,188	45.08	4,065	1,193	15,118
墨田	56,884	99,217	42.58	5,779	2,343	19,885
江東	93,640	161,126	38.12	13,821	5,096	29,737
品川	81,539	129,497	37.79	9,631	3,409	28,996
目黒	63,279	96,997	38.11	6,755	2,998	21,595
大田	147,074	246,593	36.71	21,050	8,325	55,074
世田谷	190,370	304,810	37.22	20,505	9,867	67,924
渋谷	56,413	83,553	40.66	4,818	2,044	17,206
中野	84,890	126,916	41.21	8,137	3,501	27,558
杉並	131,718	202,240	38.54	13,916	6,970	46,981
豊島	70,912	107,475	42.84	6,501	2,682	22,345
北	87,376	149,471	45.30	12,874	4,516	33,688
荒川	49,710	86,175	45.26	4,022	1,539	17,057

板橋	122,648	207,104	39.68	16,160	6,990	41,855
練馬	150,694	261,850	38.32	17,125	8,555	54,944
足立	155,845	292,004	45.26	21,155	9,937	48,327
葛飾	102,417	185,584	42.42	13,627	5,792	36,425
江戸川	137,817	252,098	38.33	18,811	7,731	38,651
総数	2,030,524	3,379,182	39.80	237,365	100,813	689,271

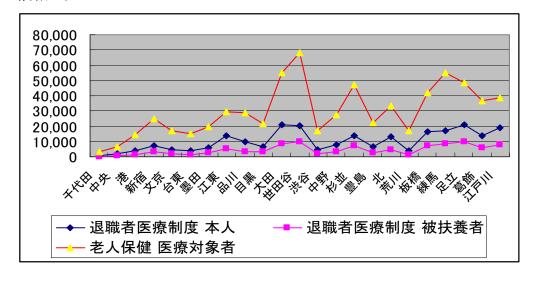
資料:東京都福祉局保険局生活福祉部国民健康保険課『平成 16 年度 国民健康保 険事業状況』

注:被保険者数、世帯数は平成17年3月31日現在 (第26回 特別区の統計 平成18年度版 財団法人 特別区協議会)

縦軸:世帯数または被保険者数



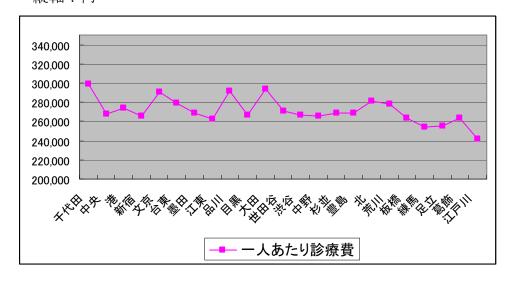
縦軸:人



2) 特別区の診療費と一人あたり診療費

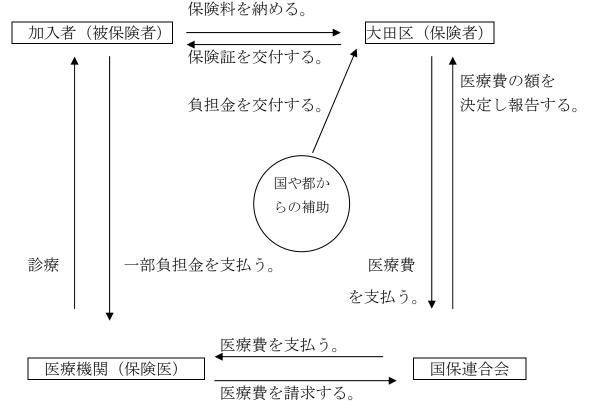
	診療費(単位:円)	一人あたり診療費(単位:円)
千代田	4,447,611,894	298,698
中央	8,781,478,443	267,573
港	19,525,944,456	273,975
新宿	32,837,120,740	265,438
文京	19,665,872,282	290,928
台東	21,299,126,329	279,560
墨田	26,684,751,498	268,953
江東	42,279,546,647	262,401
品川	37,813,364,548	292,002
目黒	25,850,181,327	266,505
大田	72,399,508,968	293,599
世田谷	82,645,867,409	271,139
渋谷	22,309,354,870	267,008
中野	33,730,725,215	265,772
杉並	54,412,919,103	269,051
豊島	28,851,517,524	268,449
北	42,057,659,298	281,377
荒川	23,979,056,747	278,260
板橋	54,495,547,566	263,131
練馬	66,660,729,104	254,576
足立	74,603,738,537	255,489
葛飾	48,846,020,365	263,202
江戸川	60,849,144,487	241,371
総数	905,026,787,357	267,824

縦軸:円



(4) 国民健康保険のしくみ

国民健康保険のしくみを簡単な図にすると次のようになる。



国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心してお医者さんにかかれるよう、加入者が日頃から収入に応じて保険料を出し合い、そこから医療費を支出する相互 扶助の制度である。

加入者がお医者さんにかかるときは、医療費の3割(3歳未満は2割、70歳以上の人は1割または3割)を支払うことにより診療が受けられる。残りは国保から医療機関に支払われる。 (おおたの国保より)

(5) 国民健康保険制度の問題点

1)保険運営

市町村国保は、市町村の特別会計として、運営されているが、収入に応じて支出を抑制することはできず、支出に合わせて予算を組まなければならない。医療費が増加する場合には、保険料のアップか一般会計からの繰り入れにより賄うことになる。概して、保険料のアップのみでは、現状困難であり、一般会計からの繰り入れによっている状態である。但し、一般会計からの繰り入れは、国保加入者以外の区民も含めた負担となるため、不公平感を招く懸念がある。

2) 保険料収納率

近年、国保と同じく、自営業者等を対象とする国民年金の保険料の収納率が低下

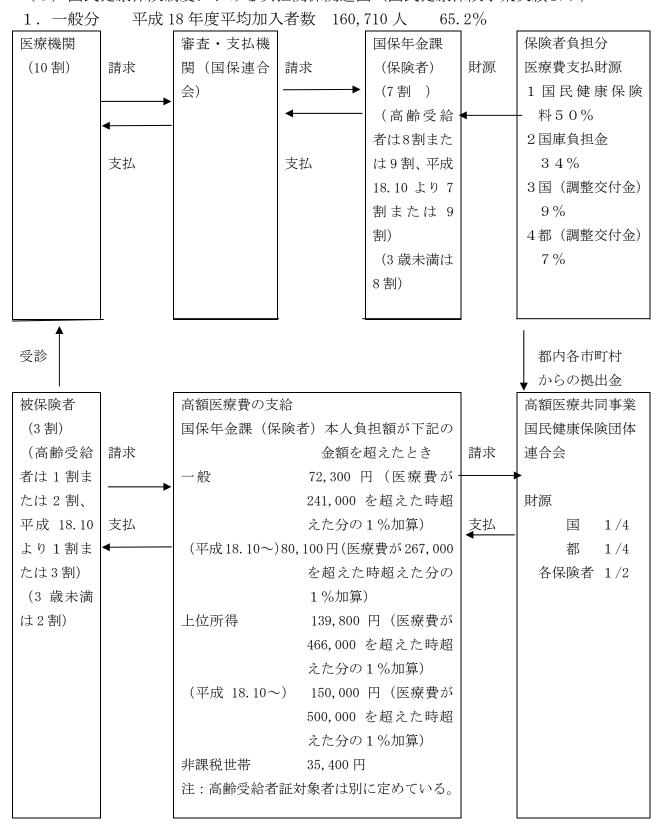
していることは、記憶に新しいところである。国保においても収納率をいかにアップできるかが課題となっている。

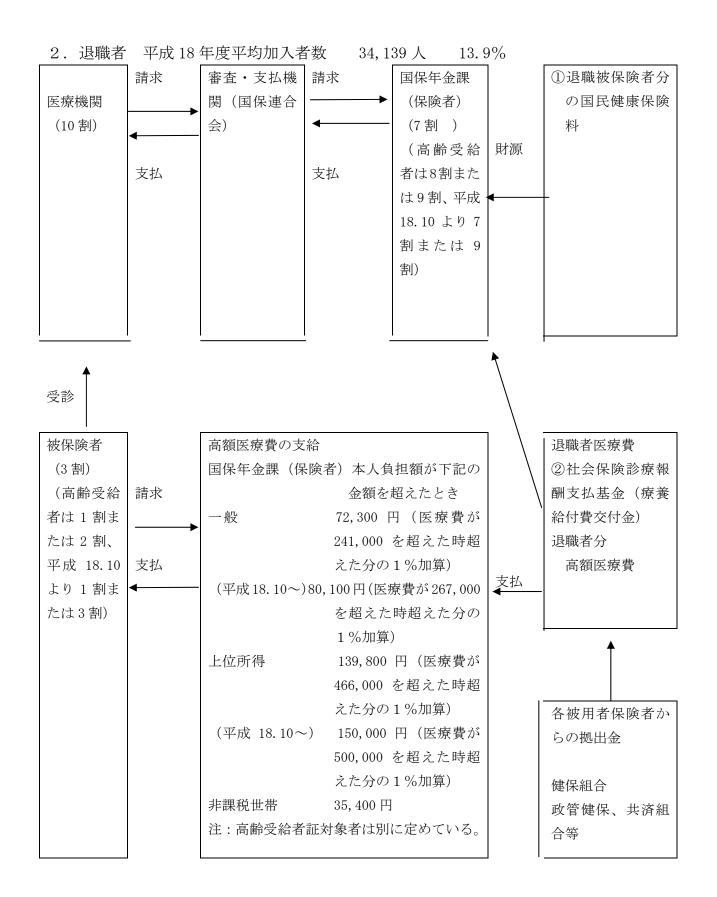
収納率の低下の主な原因は、低所得等の経済的理由により保険料を払えない被保 険者の増加や前年の所得が保険料の算定基準となるため、失業者の場合は、支払い ができない場合もあると指摘されている。

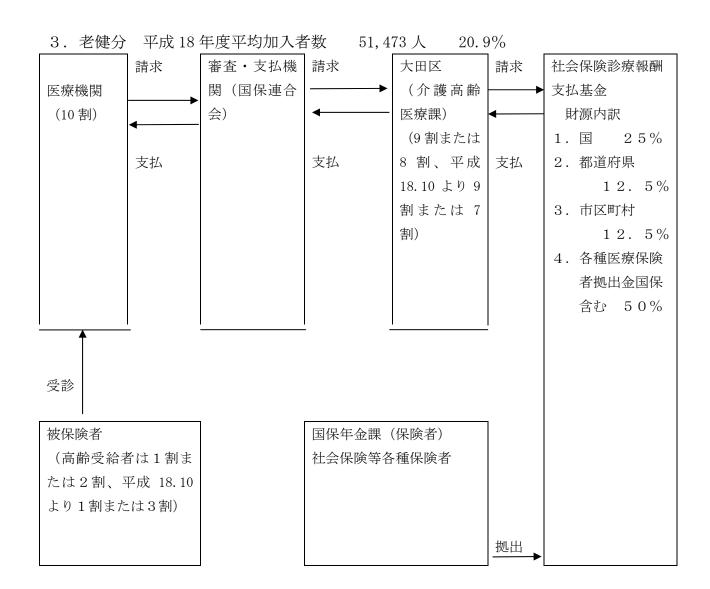
保険料収納率の低下は国保財政を悪化させ、一般会計からの赤字補填の増加という形で国保を運営する市区町村の財政に悪影響を及ぼすか、保険料のアップという形で被保険者の負担を増加させる。保険料のアップは、さらなる収納率の低下にもなりかねない。

また、国からの普通調整交付金も市区町村の収納率に応じて減額されるため、収納率の向上は、最重要課題であるといえる。

(6) 国民健康保険制度における負担関係関連図(国民健康保険事業実績より)







- 4. ※介護分 平成 18 年度平均加入者数 76,391 人 31.0%
- ※ 介護保険については、別の特別会計を設定しており、包括外部監査の対象から除いているため、関連図を省略する。

但し、説明のうち、結果または意見に影響を与えない範囲で、集計表の中に介護 保険関連が合算されている場合があるが、合理的見地から、特にその数値を分離 していない。

(7) 国民健康保険事業特別会計の概要

国保は、大田区の公営事業である。国保事業は、保険料と国庫負担金等の特定収入を財源とし、保険給付を主とする特定の支出に充てられる。

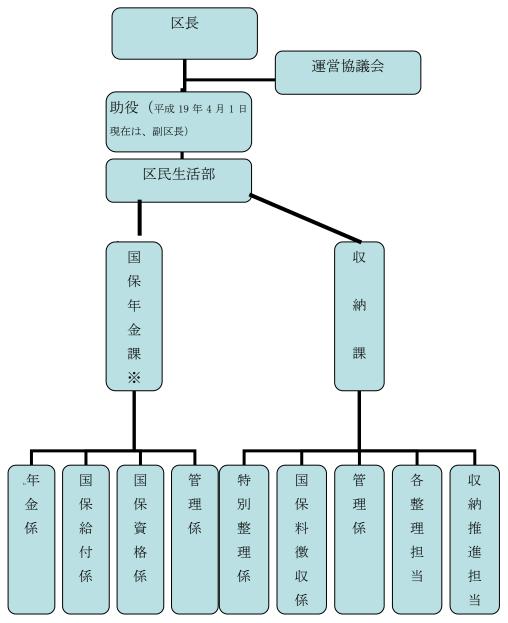
国保事業は、地域住民の医療を保障し、住民の福祉の増進を目的に行われる。もちろん収益を目的とするものではないが、国保事業が健全に運営されるためには、企業経営の原則をも勘案し、効率性を図るべき業務も存在する。そのために、国保に関する収入支出は市町村の一般会計と区分し、特別会計を設けることとされている。

特別会計は、特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、 一般の歳入歳出と区分して経理する場合がある場合に、独立した経理を行う会計を いい、国保の特別会計については、国保法 10 条に規定されている。

【国保法 10 条】

市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

2. 大田区の国民健康保険事業にかかる組織 大田区の国民健康保険事務関係組織図(平成18年4月1日現在)



※平成19年4月1日以降 保健福祉部の所管 国保年金課

管理係(6人)

- (1) 国民健康保険の企画及び統計に関すること。
- (2) 国民健康保険事業に係る収入及び支出に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (5) 国民健康保険の証明に関すること。
- (6) 保健事業に関すること。
- (7) 課内他係に属しないこと。

国保資格係(20人)

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格に関すること。
- (2) 国民健康保険の被保険者証に関すること。
- (3) 国民健康保険の被保険者資格証明書に関すること。
- (4) 国民健康保険料に係る次の事務
 - ア 賦課に関すること。
 - イ減免に関すること。
- (5) 国民健康保険システムに関すること。

国保給付係(17名)

- (1) 国民健康保険の保険給付に関すること。
- (2) 国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
- (3) 国民健康保険高額療養費資金貸付基金に関すること。
- (4) 国民健康保険出産費資金貸付基金に関すること。

収納課

収納推進担当 (7人)

- (1) 収納事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 徴収嘱託員の業務に関すること。
- (3) 口座振替に関すること(特別区民税・都民税(個人)の特別徴収分及び軽自動車税を除く。)。
- (4) 催告に関すること(特別区民税・都民税(個人)の特別徴収分を除く。)。

整理担当(37人)

- (1) 区税及び国民健康保険料(以下「国保料」という。)に係る次の事務
 - ア 滞納処分に関すること。
 - イ 徴収の猶予に関すること。
 - ウ 執行停止に関すること。

管理係(13人)

- (1) 徴収金の検収及び払込みに関すること。
- (2) 受託証券管理に関すること。
- (3) 郵送分収受に関すること。
- (4) 窓口収納に関すること。
- (5) 徴収嘱託及び受託に関すること。
- (6) 欠損処分に関すること。
- (7) 徴収嘱託員の任用及び報酬に関すること。
- (8) 国保料納付額の証明に関すること。
- (9) 税務及び国保料電算処理システムの連絡調整に関すること。
- (10) 課内他係に属しないこと。

国保料徴収係(7人)

- (1) 国保料に係る次の事務
 - ア収納及び消込みに関すること。
 - イ督促に関すること。
 - ウ 過誤納金の充当及び還付に関すること。

特別整理係(10人)

- (1) 区税及び国保料に係る次の事務(他係に属するものを除く。)
 - ア 滞納処分に関すること。
 - イ 徴収の猶予に関すること。
 - ウ 執行停止に関すること。
- (2) 差押財産の公売に関すること。
- (3) 交付要求(更生会社及び破産会社を含む。)に関すること。

3. 被保険者の状況

(1) 大田区の人口・世帯数・被保険者数・加入率

平成14年度と比較して平成18年度は、大田区の人口は、2.7%増加し、世帯数は、5.7%増加し、被保険者数は、2.8%増加している。

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成17年度	平成18年度
大田区の人口※①	663,856	667,321	671,808	677,492	681,857
全世帯数※	315,542	318,834	323,471	328,542	333,634
世帯数	140,802	144,864	146,900	148,110	149,222
被保険者数 ②	239,632	245,150	247,105	247,100	246,322
内訳					
一般被保険者	157,040	161 460	162,523	162,933	160,710
(老健除く)	137,040	161,460	102,323	102,933	100,710
老健対象者数	60,348	58,797	56,473	53,995	51,473
退職被保険者	22.244	24 902	20 100	30,172	34,139
等数	22,244	24,893	28,109	30,172	34,139
加入率③=②÷①	36.10%	36.74%	36.78%	36.47%	36.13%

注) (年度平均 ※は3月31日現在

(2) 国民健康保険料賦課状況の推移

均等割のみの世帯が平成17年度では、47.84%と高い、平成18年度に41.38% と低くなったのは、税制改正の影響によるものと推定される。

				-	
区分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成17年度	平成 18 年度
均等割のみ					
世帯数①	63,524	68,125	70,268	70,984	61,923
被保険者数(人)	89,622	96,417	99,572	99,717	85,496
均等割世帯の割合①/④	45.35%	47.22%	47.80%	47.84%	41.38%
均等割プラス所得割					
世帯数②	68,246	67,614	68,109	68,253	78,298
被保険者数(人)	128,095	126,905	126,901	126,021	139,688
均等割プラス所得割の	40.700/	46.0704	46.2204	46.0004	E0 2204
割合②/④	48.72%	46.87%	46.33%	46.00%	52.33%
限度額					
世帯数③	8,308	8,524	8,637	9,147	9,414
被保険者数(人)	20,833	21,147	21,275	22,445	22,546
限度額の世帯割合③/④	5.93%	5.91%	5.87%	6.17%	6.29%
合計					
世帯数④	140,078	144,263	147,014	148,384	149,635
被保険者数(人)	238,550	244,469	247,748	248,183	247,730

注) 平成 14 年度の数値は、4 月当初の賦課時点、平成 15 年度以降は、6 月の当初賦課時 点によるものである。

4. 保険財政

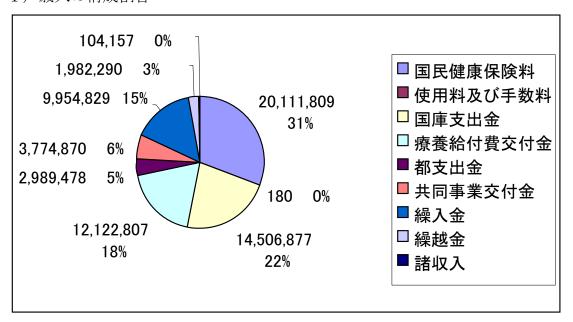
(1) 平成 18 年度の予算と決算の比較

(単位:千円)

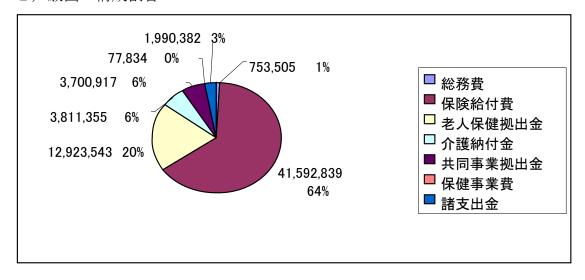
	予算現額	決	算	額
	一 了 昇 堄 頟	一般被保険者分	退職者保険者分	合 計
歳入				
国民健康保険料	20, 352, 802	16, 793, 962	3, 317, 847	20, 111, 809
一部負担金	2			0
使用料及び手数料	270			180
国庫支出金	14, 970, 379			14, 506, 877
療養給付費交付金	12, 153, 133			12, 122, 807
都支出金	3, 034, 598			2, 989, 478
共同事業交付金	4, 132, 629			3, 774, 870
財産収入	1			0
繰入金	9, 954, 830			9, 954, 829
繰越金	1, 982, 289			1, 982, 290
諸収入	71, 544			104, 157
歳入合計	66, 652, 477			65, 547, 297
歳出				
総務費	817, 779			753, 505
保険給付費	43, 055, 278	28, 766, 314	12, 826, 525	41, 592, 839
老人保健拠出金	12, 923, 544			12, 923, 543
介護納付金	3, 811, 355			3, 811, 355
共同事業拠出金	3, 918, 340			3, 700, 917
保健事業費	82, 969			77, 834
諸支出金	1, 991, 391			1, 990, 382
予備費	51, 821			0
歳出合計	66, 652, 477			64, 850, 375
歳入歳出差引額	0			696, 922

(2) 歳入歳出の構成割合

1) 歳入の構成割合



2) 歳出の構成割合



(3) 年度別決算状況

大田区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書総括 (単位:千円)

	平成	平成	平成	平成	平成
区分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
<歳入>					
1. 国民健康保険料	17,005,042	17,385,115	18,235,907	19,399,037	20,111,809
2. 一部負担金	0	0	0	0	0
3. 使用料及び手数料	218	204	245	257	180
4. 国庫支出金	15,921,778	16,864,325	16,880,155	16,591,668	14,506,878
5. 療養給付費交付金	6,191,133	9,009,301	9,430,785	10,066,828	12,122,807
6. 都支出金	282,005	474,924	464,781	2,518,362	2,989,478
7. 共同事業交付金	676,156	1,265,372	1,284,077	1,354,467	3,774,870
8. 財産収入	0	0	0	0	0
9. 繰入金	9,298,032	10,088,627	11,387,858	11,295,996	9,954,829
10. 繰越金	489,469	162,946	203,886	502,873	1,982,290
11. 諸収入	111,472	106,253	57,827	100,264	104,157
歳入合計	49,975,305	55,357,067	57,945,522	61,829,751	65,547,297
<歳出>					
1. 総務費	705,788	670,893	658,476	673,358	753,505
2. 保険給付費	28,396,394	33,703,586	36,636,045	39,500,761	41,592,839
3. 老人保健拠出金	17,981,251	16,753,107	15,012,121	14,561,638	12,923,543
4. 介護納付金	2,342,529	2,764,356	3,321,849	3,773,162	3,811,355
5. 共同事業拠出金	317,016	1,127,430	1,185,997	1,252,443	3,700,917
6. 保健事業費	26,534	24,445	27,399	28,135	77,834
7. 諸支出金	42,847	109,364	600,762	57,965	1,990,382
8. 予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	49,812,359	55,153,181	57,442,650	59,847,461	64,850,375

(各年度歳入歳出決算事項別明細書より)

上記過去5年間の年度別決算状況によると、国民健康保険料の上昇率は5年間で、18.27%であるのに対し、保険給付費の上昇率は5年間で46.47%であり、保険給付費の上昇率が約2倍以上となっている。

また、毎年一般会計からの繰入金額が相当な額になっていることが解る。

(4) 大田区国民健康保険の医療費等の推移

年度	一人当たり図	Ē療費				国保加入者
	一般被保険	 者	退職被保険者等		老健対象者	の医療費
	一般•退職	前期高齢	前期高齢者	前期高齢者		総額(老健分
	老健除	者	除	削粉向即伯		除く)
平成15年度	円	円	円	円	円	百万円
(実績)	187,411	504,482	436,809	558,857	820,047	42,046
平成16年度						
(実績)	190,607	530,265	423,801	583,896	841,744	45,297
平成17年度						
(実績)	193,335	537,264	435,413	605,357	871,740	48,470
平成18年度						
(実績)	193,316	546,770	412,105	601,099	890,408	50,614

(国民健康保険事業実績より)

上記の表から、医療費が一部を除いて、一般と高齢者では、一人当たりの医療 費が 25%~50%あるいは、それ以上に差異があることが解る。

(5) 保険料

1) 保険料の変遷

国民健康保険料には、医療分と介護分がある。さらに、医療分と介護分には、 所得割額と均等割額があり、以下の算式により求められる。

国民健康保険料=医療分保険料+介護分保険料

医療分保険料=所得割額+均等割額(定額×加入数)

介護分保険料=所得割額+均等割額(定額×加入数)

所得割額は、国民健康保険加入者全員の当該年度の住民税合計×所得割率

均等割額は、年度により定額

介護分保険料は、40歳から64歳の被保険者に対して賦課される。

所得割額の料率、均等割額、限度額、1世帯あたりの保険料額および1人 当たりの保険料額の推移は、下表のとおりとなっている。

コたりの体験性質の性的は、「衣のこねりこなっている。 						
年 度		料率	<u> </u>		1世帯当たり	1 人当たり
		所得割	均等割	限度額	保険料額	保険料額
		前年度住民税の	1 人当たり年額			
平成12年度			円	万円	円	
	医療分	194/100	26,100	53	127,531	73,660
	介護分	17/100	7,200	7		14,037
平成13年度						
	医療分	194/100	27,300	53	128,479	74,853
	介護分	18/100	8,100	7		15,188
平成14年度						
	医療分	194/100	27,300	53	127,053	74,653
	介護分	17/100	7,800	7		14,625
平成15年度						
	医療分	204/100	29,400	53	127,544	75,368
	介護分	21/100	9,000	7		16,234
平成16年度						
	医療分	208/100	30,200	53	127,017	75,509
	介護分	29/100	10,800	8		19,980
平成17年度						
	医療分	208/100	32,100	53	131,761	78,977
	介護分	35/100	12,000	8		22,671
平成18年度						
	医療分	182/100	33,300	53	135,254	81,937
	介護分	32/100	12,000	8		22,738
平成19年度						
	医療分	124/100	35,100	53		

	介護分	22/100	12,000	9	_	_

(国民健康保険事業実績より)

2) 国民健康保険料と国民健康保険税の相違

保険料に関する規定は、国保法 76 条に「保険者は、国民健康保険事業に要する費用にあてるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない」とある。このように、国保法 76 条では、保険料を本則とし、国民健康保険税を例外とする考えがとられている。保険者が、市町村の場合は、保険料に代えて国民健康保険税を徴収することができ、その選択は、市町村の判断に任されている。実態としては、市町村保険者の 90%超が国民健康保険税を採用している。また、都内における課税団体をみると、23 特別区、立川市および西東京市は、国民健康保険料、これ以外の市町村は、国民健康保険税を課税している。

特別区である大田区は、国民健康保険制度発足以来、保険料方式によっている。ただし、その理由は、担当課から不明との回答を得ている。

保険料と保険税の概略、法律規定、徴収の根拠等は、以下のとおりである。 徴収権および還付請求権の消滅時効の相違をみると、保険料の2年に対して、 保険税は、5年であり、保険税の優位性が認められる。

	保険料	保険税
	11.12.41.1	
概略	昭和 13 年国保制度発足より創設。保	昭和 26 年目的税として、創設。保険事
	険料であっても、地方自治法上の市	務財政事情から、税のほうが義務観念
	町村の収入に変わりはなく、強制徴	も向上して、徴収が容易であり、徴収
	収権が与えられておりこの面におい	成績も向上すると見込まれため設けら
	ては、国民健康保険税とほとんど同	れたものである。
	じ。	
法律規定	保険者は、国保法 76 条の規定によっ	国民健康保険税は、地方税法第 703 条
	て、保険料を徴収するものとされて	の4の規定によって課税される。
	いる。	
徴収の根拠	国保法および地方自治法ならびにこ	地方税法およびこれに基づく条例によ
	れらに基づく条例による。	る。
徴収手続	地方自治法、同法施行令およびこれ	地方税法第 706 条から 730 条までの規
	に基づく条例による。	定により、一般税と同じく徴収の確保
		を図っている。
賦課限度額	施行令第 29 条の 7 第 2 項第 10 号、	地方税法第703条の4第17項および26
	第3項第6号および第4項第9号の	項の規定によって基礎課税額 56 万円、
	規定によって基礎賦課額 56 万円、介	介護納付金か税額9万円(平成19年度)
	護納付金賦課額9万円(平成 19 年	と最高限度額が定められているため、
	度)と最高限度額の基準が定められ	当該額を超えた条例の定めはできな
	ているため、当該額を超えた条例の	い。
	定めはできない。	

都道府県知事	料率の設定、変更を行う国民健康保	賦課に関する諸事項は、地方税法に規
に対する協議	険条例の改正については、知事に協	定が置かれており、協議の必要はない。
	議しなければならない。	
賦課権の期間	国保法第 110 条の規定により 2年。	地方税法第 17 条の5の規定により3
制限		年。
徴収権および	国保法第 110 条の規定により 2年。	地方税法第 18 条及び第 18 条の 3 の規
還付請求権の		定により5年。
消滅時効		
徴収権の優先	国税および地方税に次ぐ。〔地方自治	原則として、国税と同順位であり、他
順位	法第 231 条の 3 第 3 項〕	のすべての債権または公課に優先す
		る。〔地方税法第 14 条〕
不服の申立て	国民健康保険審査会に審査請求〔国	直接の処分庁である市町村長に申立て
	保法 91 条、行政不服審判法第1条第	〔地方税法第 19 条、行政不服審査法第
	2項〕	3条第2項〕

5. 債権管理の概要

(1)債権名	国民健康保険料
(2)債権の根拠法令等	法律:国民健康保険法第 76 条乃至第 81 条の該当する各条
	地方自治法、地方自治法準用各条
	条例:大田区国民健康保険条例
	その他:大田区国民健康保険条例施行規則
(3) 不納欠損の根拠法令	法律:地方自治法第233条、地方自治法施行規則第16条
等	条例:なし
	その他:大田区会計事務規則
(4) 債権管理事務体制	担当係名:整理・特別整理係・国保料徴収係
	担当職員数
	平成19年度職員53名徴収嘱託員18名合計71名
	平成18年度職員54名徴収嘱託員21名合計75名
	平成17年度職員58名徴収嘱託員30名合計88名
	兼任・専任の別:専任
	その他
	土曜日、夜間納付相談窓口開設時に合わせて、電話催告、
	土曜臨戸を実施。
	夜間 毎月原則第2・第4木曜日 20 時まで
	土曜 10月から3月まで第3土曜日9時から17時まで
	平成 18 年 11 月から徴収嘱託員による訪問納付・勧奨実施
(5)債権管理全体の流れ	
調定→ 納入の通知 → 納期限 → 督促 → 差押 →換価→配当	
10日以上 約50日 10日を経過した日※	

※督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日(12日目以降から差押できる。)